

令和8年度愛知県データ連携基盤推進支援業務 仕様書

1 業務名

令和8年度愛知県データ連携基盤推進支援業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

3 趣旨

愛知県が、「愛知県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン」に定める関係自治体間の調整等を実施し、県内市町村におけるデータ連携基盤の推進を支援するにあたり、愛知県内及び全国の他自治体の状況や国の方針等の詳細を把握し、連携に向けた技術的な検討や調整を行う必要がある。

これらの取組を進めるために、検討対象のデータ連携基盤を構成する技術要素や取り扱うデータの特徴を詳細に把握したうえで、全国の自治体のデータ連携基盤に係る状況及び技術動向についての具体的な助言や技術的支援を得て、データ連携基盤の支援体制に関する方針を立てることを目的とする。

4 業務の内容

本業務の受託者は、データ連携基盤に関する専門的な知識・経験を活用し、次の業務を行う。

(1) 県内自治体のデータ連携基盤関連事業に関する調査

県内全自治体(54 団体)に書面照会を実施し、詳細の確認が必要な団体(5団体程度)には対面でヒアリングを追加で実施することで市町村の検討状況を把握するとともに、既に運用している団体(3 団体)の基盤を活用した共同利用の実現可能性の調査(既存基盤のパラメータ整理やデータマップの作成支援等を含む)を実施する。

(2) 全国のデータ連携基盤開発状況(広域化・共同利用等)の調査

共同利用に向けては、県内にとらわれず他県との共同利用も検討をしていく必要があり、特に、先行している団体(5団体)の連携基盤を共同利用できるかについて、技術的な調査(現地調査を含む)とともに共同利用した場合の費用負担についても調査を実施する。

(3) 県内自治体との運営連携方針の検討

(1)及び(2)の調査結果をもとに、今後、県内自治体においてデータ連携基盤をどのように共同利用するか、技術的な連携方法等について検討(連携方法の検討、共通 ID の検討、セキュリティ対応等)する。

(4) データ連携基盤の持続可能な運営方針に関する検討・調査

各データ連携基盤の共同利用にあたり、制度的な観点から持続可能な運営方針(運営体制、ルール作り、費用負担等)について検討・調査を行う。

5 留意事項

(1) 受託事業者は、本業務を円滑に実施するため、効果的かつ効率的な運営が可能な体制で事業を

実施すること。

- (2) 調査について、ヒアリングなどの実施方法(対面、WEB 会議)は、本県及び支援対象市町村で協議の上検討する。支援対象市町村の状況や事情、支援内容を踏まえ、効果的かつ効率的な方法を検討すること。
- (3) 本事業において、受託事業者が使用する設備及び機器については、原則として受託事業者の費用と責任において用意するものとする。
- (4) 本業務における本県との打ち合わせは、定例報告を原則として月1回行うものとし、本県と受注者の協議により対面での会議に代えて WEB 会議で行うことができるものとする。使用する WEB 会議ソフトウェアは「Microsoft Teams」とするため、対応ができる環境を整備しておくこと。
- (5) 業務の着手に先立ち、次の事項を記載した業務計画書を作成し、本県の承認を得ること。なお、本県が認めた場合を除き、記載内容については本業務調達時の企画提案書を遵守すること。
 - ① 業務内容
 - ② 業務体制
 - ③ 業務スケジュール
 - ④ 業務の実施場所
 - ⑤ その他情報政策課から指示のあった事項
- (6) 次のとおり、成果物を電子データで納入すること。

No.	名称	提出時期	関連項番
1	業務総括 事業全体の実施内容、実施体制、成果概要、 課題および改善提案を含む	業務完了時 (令和9年3月15日)	
2	打合せ議事録	打合せ後、1週間以内	
3	県内自治体の調査結果報告書 ・書面調査結果 ・ヒアリング結果 ・既整備団体の調査・支援結果	業務完了時	4(1)
4	全国のデータ連携基盤開発状況(広域化・共同利用等)の調査結果報告書	業務完了時	4(2)
5	県内自治体との運営連携方針の検討結果報告書	業務完了時	4(3)
6	データ連携基盤の持続可能な運営方針に関する検討・調査結果報告書	業務完了時	4(4)

- (7) 本事業のプロジェクトマネージャーは、以下の条件を満たしていることが望ましいと考えられるため、満たしている条件があれば提案書に記載すること。
 - ・自治体におけるデータ連携基盤の運用、または支援を実施した経験を有すること。
 - ・政令指定都市、中核市におけるシステム開発の調査業務、システム開発業務、又は PMO 業務をプロジェクトマネージャーとして実施した経験が通算して 10 年以上あること
 - ・「情報処理の促進に関する法律」に基づく情報処理技術者試験によるプロジェクトマネージャー、又は同等の資格を有すること。
- (8) 本事業の要員(プロジェクトマネージャー含む)には以下の条件を満たした者が含まれていることが望ましいと考えられるため、満たしている条件があれば提案書に記載すること。

- ・自治体におけるデータ連携基盤の構築、運用または支援を実施した経験を有すること。
- ・「情報処理の促進に関する法律」に基づく情報処理技術者試験によるシステムアーキテクト、データベーススペシャリスト、情報処理安全確保支援士、ネットワークスペシャリスト、IT サービスマネージャ、システム監査技術者、IT ストラテジストの資格を有すること。
- ・クラウドサービスに係る資格(AWS Certified Solutions Architect - Associate 相当以上)を有すること。

6 再委託

受託事業者は、この契約について業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、事前に書面にて協議し、県の承諾を得たときはこの限りでない。

7 その他

上記の他、事業実施において必要な事項について、県と事前に十分に協議すること。また、適宜業務内容に係る助言等を県に対して行うものとする。